



浦野家通信 5月

〒550-0012
大阪市西区立売堀1-9-10
HOWAビル701号
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第80号
発行人: 所員一同

料金別納
郵便

日差しが強さを増し
夏の兆しを感じる季節になりました。
いかがお過ごしでしょうか。
季節の変わり目ですのでお体ご自愛ください。

5月の予定

10日 (水)

・ 4月分源泉所得税
住民税の特別徴収税額の納付

31日 (水)

・ 3月決算法人の確定申告と納税
・ 9月決算法人の中間申告と納税
・ 6月9月12月決算法人の
3ヶ月ごとの消費税中間申告
・ 4月分社会保険料納付

※個人の住民税の特別徴収税額の通知

～インボイス制度 請求書の記載事項～

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)

株〇〇御中 ← ⑥ 登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ ③ → * 軽減税率対象

インボイス制度は
令和5年10月1日
から始まります!

中小企業向けの賃上げ促進税制の改正で 控除率の上乗せが2段階に

中小企業等向け「賃上げ促進税制」は、中小企業者等が、前年度より従業員（家族従業員は除く。）の給与支給額等を一定率以上増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できるという制度です。今までこの制度自体はありましたが、控除率の上乗せの要件や割合が変更となりました。この改正は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に開始する事業年度について適用されます。

ここでいう「中小企業者等」というのは、青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するもののことを指します。

- (1) 法人資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で一定の要件に該当するもの
 - (2) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
 - (3) 常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主
 - (4) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等控除額ですが、3段階になっております。
- ① 【通常要件】 雇用者に支払う給与等の額が前年度と比べて1.5%以上増加した場合
→控除額は、給与支給額の増加額の15%
 - ② 【上乗せ要件】 雇用者に支払う給与等の額が前年度と比べて2.5%以上増加した場合
→控除率の上乗せは15%
 - ③ 【上乗せ要件】 教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加した場合
→控除率の上乗せは10%

全ての要件を満たすと給与増加額の40%が控除できることとなります。ただし控除前の法人税額又は所得税額の20%が限度となります。



ゴールデンウィーク

一般的には、4月29日（昭和の日）から、5月5日（こどもの日）までがゴールデンウィークですが、厳密にいうと、「直前・直後の土日」と「祝日」の間の平日の日数によって期間が決まります。2023年は3日（水曜）から7日（日曜）までの5日間がお休みの方が多くはないでしょうか。連休なのでお出かけもいいですが、ゆっくりと休んでリフレッシュしたいですね！

2023年 GWカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13



5/10~5/16は愛鳥週間

自然の中で生活している鳥を大切にして、守ろうという想いがこめられている愛鳥週間。別名「バードウィーク」とも呼ばれています。日本に生息する鳥は約600種類と言われていますが、その中でも日本固有種は15種類しか存在しないそうです。ぜひこの期間は野鳥保護を改めて考えてみる一週間を過ごしてみてください。

